

福岡県知事 殿

福岡県個人情報保護審議会

会長 小林 登

福岡県個人情報保護条例の一部改正について（答申）

平成28年12月1日28広第1680号で諮問のあったことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 個人情報の定義について

個人情報の保護に関する法律、及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行個法」という。）の改正内容を踏まえ、個人情報の定義を明確化する福岡県個人情報保護条例（以下「条例」という。）の改正を行うことについて、適当なものと認めます。

2 機微情報に係る規定について

条例における機微情報の収集の制限を維持しつつ、改正後の行個法第2条第4項に規定する要配慮個人情報と同様に、収集を制限する個人情報の事項を追加する改正を行うことについて、適当なものと認めます。

なお、実施機関が収集を制限された個人情報を取り扱う場合には、当審議会への諮問が必要となる場合があることから、改正する規定の施行日までに所要の手続を行うための相当の期間を設けるなど、事務の遂行に支障がないよう配慮すること。

3 事業者に係る規定について

事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規定のうち、条例第46条第2項、第48条、第49条及び第50条の規定を削除する改正を行うことについて、適当なものと認めます。